

令和 6 年度予算による

中小企業・小規模事業者支援策

「令和 6 年度予算」（令和 6 年 3 月 28 日成立）より、中小企業・小規模事業者を対象とした支援策をピックアップして、概要をご案内します。



なお、本情報は令和 6 年 4 月 2 日現在、各省庁のサイトで公表されている資料を基に作成しています。

その後の変更により最終的な施行内容と一致しない場合や、施行後に変更が行われる場合もございますので、最新情報もご確認ください。

目次

令和 6 年度予算による支援策 雇用支援編

pp.1-5

キャリアアップ助成金	1
人材開発支援助成金	2
両立支援等助成金	3
働き方改革推進支援助成金	4
デジタル推進人材の育成・デジタルリテラシーの向上促進	4
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4
学び・学び直しの支援～教育訓練給付	5
業務改善助成金	5
産業雇用安定助成金	5

令和 6 年度予算による支援策 経営支援編

pp.6-7

中小機構を通じた経営支援	6
日本公庫を通じた資金繰り支援	6
認定支援機関等を通じた経営支援	7
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）	7

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下、有期雇用労働者等）の正社員化や処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成金です。近年、非正規雇用対策・賃上げ対策の目玉として大型予算が充てられていますが、令和6年度は更に増額の1,106億円が組まれました。今年度の制度概要（中堅・中小・小規模事業者の場合）は次のとおりです。

■ 正社員化支援

コース名	内容	支給額(1人あたり)
正社員化コース	有期雇用労働者等を正社員化（勤務地限定・職務限定・短時間正社員を含む）	①有期→正規:80万円 ②無期→正規:40万円 ※6ヶ月ごとに2回支給した場合の合計額
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規:90万円(120万円) ②有期→無期:45万円(60万円) ③無期→正規:45万円(60万円) ※()内は重度障害者・精神障害者の場合

正社員化コースには、以下の加算措置があります。

派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用	28.5万円
通常の正社員転換制度を新たに規定し転換	1事業所あたり 20万円
勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換	1事業所あたり 40万円
人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化	① 9.5万円 ② 4.75万円
※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の場合	① 11万円 ② 5.5万円
母子家庭の母等又は父子家庭の父	① 9.5万円 ② 4.75万円

■ 処遇改善支援

コース名	内容	支給額(1人あたり)
賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用	①3%以上5%未満:5万円 ②5%以上:6.5万円
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所あたり 60万円
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	1事業所あたり 40万円
社会保険適用時処遇改善コース	短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施	① 手当等支給:50万円 ② 労働時間延長:30万円 ③ 併用:50万円

賃金規定等改定コースと賞与・退職金制度導入コースには、以下の加算措置があります。

賃金規定等改定コース	「職務評価」の活用により実施	1事業所あたり 20万円
賞与・退職金制度導入コース	同時に導入した場合	1事業所あたり 16.8万円

問い合わせ先： 都道府県労働局またはハローワーク

人材開発支援助成金

従業員に対し、職務に関連した専門知識・技能の習得のための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に受給できる助成金です。今年度も 645 億円の大型予算が組まれました。うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスキリング支援コースへの予算が増額され、573 億円が充てられます。

なお、長期教育訓練休暇制度が、次のように拡充されています。

- | |
|--|
| ① 中小企業の賃金助成額の引き上げ及び柔軟化
改正前:6,000 円/日・人 程度 → 改正後:中小企業は 8,000 円/日・人 程度
労働者が柔軟に休暇を取得できるよう、時間単位の休暇を対象とする |
| ② 中小企業における賃金助成支給上限日数の引き上げ
改正前:150 日/人 → 改正後:中小企業は 200 日/人 程度 |

制度全体の概要（中小企業事業主の場合）は次のとおりです。

コース名	訓練内容	OFF-JT		OJT
		経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	人材育成訓練 (OFF-JT)	正規:45% 非正規:60% 正社員化:70%	760 円/時・人	—
	認定実習併用職業訓練 (OJT+OFF-JT)	45%		最低 6 ヶ月 20 万円/人
	有期実習型訓練 (OJT+OFF-JT)	60% 正社員化で 70%		最低 2 ヶ月 10 万円/人
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度(3 年間で 5 日以上)を導入し、これを利用して訓練	30 万円 ※制度導入助成	—	—
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	75%	960 円/時・人	—
	成長分野等人材訓練	75%	960 円/時・人 ※国内大学院	—
	情報技術分野 認定実習併用職業訓練	60%	760 円/時・人	最低 6 ヶ月 20 万円/人
	定額制訓練	60%	—	—
	自発的職業能力開発訓練	45%	—	—
	長期教育訓練休暇制度	20 万円 ※制度導入助成	960 円/時・人 ※有給時	—
	教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	20 万円 ※制度導入助成	—	—
事業展開等リスキリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能の習得のための訓練	75%	960 円/時・人	—

※各訓練において、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合などに、経費助成率を 15%加算

問い合わせ先: 都道府県労働局・ハローワーク

両立支援等助成金

多様な働き方への取組として前年度は 100 億円の予算が充てられましたが、令和 6 年度はこれを上回る 181 億円の予算が計上され、拡充されます。

■ 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

第 1 種	支給対象労働者数を 3 人まで拡充		
	1 人目	連続 5 日以上の育児休業、雇用環境整備措置を 2 つ以上実施	20 万円
		// 4 つ以上実施	30 万円
	2 人目	連続 10 日以上以上の育児休業、雇用環境整備措置を 3 つ以上実施	10 万円
	3 人目	連続 14 日以上以上の育児休業、雇用環境整備措置を 4 つ以上実施	10 万円
第 2 種	第 1 種(1 人目)の受給後、育児休業取得率(%)が ● 1 年以内に 30 ポイント以上上昇:60 万円 ● 2 年以内に 30 ポイント以上上昇等:40 万円 ● 3 年以内に 30 ポイント以上上昇等:20 万円 ● プラチナくるみん認定事業主の支給額を 15 万円加算(第 1 種(1 人目)の育児休業終了前の認定に限る)		

■ 育休中等業務代替支援コース(令和 6 年 1 月開始)

手当支給等 (育児休業)	①+②を支給(最大 125 万円) ① 業務体制整備経費:5 万円(育休 1 ヶ月未満:2 万円) ② 手当支給総額の 3/4(プラチナくるみん認定事業主は 4/5)(上限 10 万円/月、12 ヶ月まで)
手当支給等 (短時間勤務)	①+②を支給(最大 110 万円) ① 業務体制整備経費:2 万円 ② 手当支給総額の 3/4(上限 3 万円/月、子が 3 歳になるまで)
新規雇用 (育児休業)	代替期間に応じた額を支給(プラチナくるみん認定事業主は支給額を加算) 最短:7 日以上 14 日未満 9 万円 最長:6 ヶ月以上 67.5 万円

※対象労働者数や初回からの支給年数に上限あり

※一定の場合に支給額の加算あり(有期雇用労働者加算、育児休業等に関する情報公表加算)

■ 柔軟な働き方選択制度等支援コース(仮称、新設)

- 下記 A~E の制度を、2 つ導入し対象労働者が制度を利用した場合に 20 万円、3 つ以上導入し対象労働者が制度を利用した場合に 25 万円を助成(1 年度あたり 1 事業主 5 人まで対象)
- その他、支援方針の社内周知や制度利用者との面談、プラン作成等の要件あり
- 育児休業等に関する情報公表加算(1 回限り、2 万円)の適用あり

制度名称		導入すべき主な内容	利用実績の基準
A 始業終業時刻の変更等	フレックスタイム制	日々の始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定	合計 20 日以上利用
	時差出勤制度	始業・終業時刻の 1 時間以上の繰り上げまたは繰り下げ	合計 20 日以上利用
B 育児のためのテレワーク等		自宅等での勤務を可能とする勤務日の半数以上利用可能 時間単位で利用可能	合計 20 日以上利用
C 短時間勤務制度		所定労働時間を 1 日 1 時間以上短縮 6 時間とする以外の短縮時間も利用可	合計 20 日以上利用
D 保育サービスの手配・費用補助制度		労働者の子に対する一時的な保育サービスを手配し、当該サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助	負担額の 5 割以上かつ 3 万円以上 または 10 万円以上の補助
E 子の養育のための有給休暇	子の養育を容易にする休暇制度	有給、年 10 日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度	合計 20 時間以上取得
	法を上回る子の看護休暇制度	法定の子の看護休暇制度を上回るものとして、有給、年 10 日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度	合計 20 時間以上取得

問い合わせ先: 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

働き方改革推進支援助成金

時間外・休日労働時間の削減を支援する助成金です。令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される業種等を対象としたコースも継続されます。

コース名		成果目標	助成上限額※
業種別課題対応コース	建設事業	①36 協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②所定休日の増加	①150万～250万円 ②100万円
	自動車運転の業務	①36 協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②10 時間以上の勤務間インターバル制度を新規導入	①150万～250万円 ②150万～170万円
	医業に従事する医師	①36 協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ③医師の働き方改革の推進	①150万～250万円 ②120万～170万円 ③50万円
	砂糖製造業(鹿児島県・沖縄県)	36 協定の月の時間外・休日労働時間数の削減	150万～250万円
労働時間短縮・年休促進支援コース		①36 協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②年休の計画的付与制度の整備 ③時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①100万～200万円 ②25万円 ③25万円
勤務間インターバル導入コース		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	100万～120万円

※成果目標の達成状況に基づき助成上限額を算出

※補助率は原則 3/4

※賃上げ加算制度あり(3%以上で15万～150万円、5%以上で24万～240万円)

助成対象となる取組は次のとおりです。

①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修(業務研修を含む)、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組

問い合わせ先： 都道府県労働局

デジタル推進人材の育成・デジタルリテラシーの向上促進

幅広い人材にデジタルリテラシー習得の機会を創出するための予算です。令和6年度予算でも前年度同規模の540億円が計上されました。

事業概要は以下のとおりです。①と②は令和8年度末までの時限措置です。

公共職業訓練(委託訓練)や求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対し、

- ① デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ
- ② オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

この他、

- ③ 中小企業等の在職者を対象とした民間教育訓練機関の生産性向上訓練(DX関連)の機会を拡充
- ④ デジタル分野以外のすべての公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練の訓練コースでも、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身につけることができるよう、訓練を質的拡充

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者や障害者、ひとり親家庭の親、就職氷河期世代などの雇入れを後押しする助成金です。成長分野等人材確保・育成コースで143億円の予算が組まれました。次の場合、高額助成(通常コースの1.5倍)となります。

高額助成の対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主 ● 就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成を行った上で賃金引き上げを行う事業主
---------	---

問い合わせ先： 都道府県労働局・ハローワーク

学び・学び直しの支援～教育訓練給付

教育訓練給付に前年度より増額の 128 億円が充てられました。次の制度があります。

専門実践教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険の被保険者期間 3 年以上(初回の場合は 2 年以上)の者が ● 厚生労働大臣指定の専門実践教育訓練を受講・修了した場合に、訓練費用の最大 70%を支給
教育訓練支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了見込みのある 45 歳未満の若年離職者に対し、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の 80%を訓練受講中に 2 ヶ月ごとに支給 ● 令和 6 年度末までの暫定措置

問い合わせ先： ハローワーク

業務改善助成金

事業場内でもっとも低い時間給（事業場内最低賃金）を引き上げた場合に受給できる助成金です。令和 6 年度予算は 8.2 億円ですが、昨年末の令和 5 年度補正予算の 180 億円と合わせると大型予算となります。令和 6 年度は以下の点が変更されています。

<ul style="list-style-type: none"> ● 特例事業者に関する要件のうち、生産性要件が終了 ● 一部の特例事業者に認められていた「関連する経費」が終了 ● 1 年度内に申請可能な回数が 1 回までに ● 複数回の事業場内最低賃金の引き上げが対象外に ● 申請期限は令和 6 年 12 月 27 日まで、事業完了期限は、令和 7 年 1 月 31 日まで
--

問い合わせ先： 業務改善助成金コールセンター（電話）0120-366-440

産業雇用安定助成金

在籍型出向により従業員のスキルアップを行い、出向復帰後に賃上げを実施した事業主を助成する「スキルアップ支援コース」に 87 億円の予算が計上されました。

「事業再構築支援コース」は、新型コロナウイルス感染症拡大以降に大規模実施された事業再構築補助金の一部の枠を対象としており、新たな人材雇用を支援する事業です。令和 6 年度は経過措置として 67 億円が充てられています。

問い合わせ先： 都道府県労働局・ハローワーク

参考： 厚生労働省：「令和 6 年度厚生労働省所管予算案関係」<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/24syokanyosan/index.html>
「キャリアアップ助成金」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html
「両立支援等助成金」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html
「業務改善助成金」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zygyonushi/shienjigyoyou/03.html

中小機構を通じた経営支援

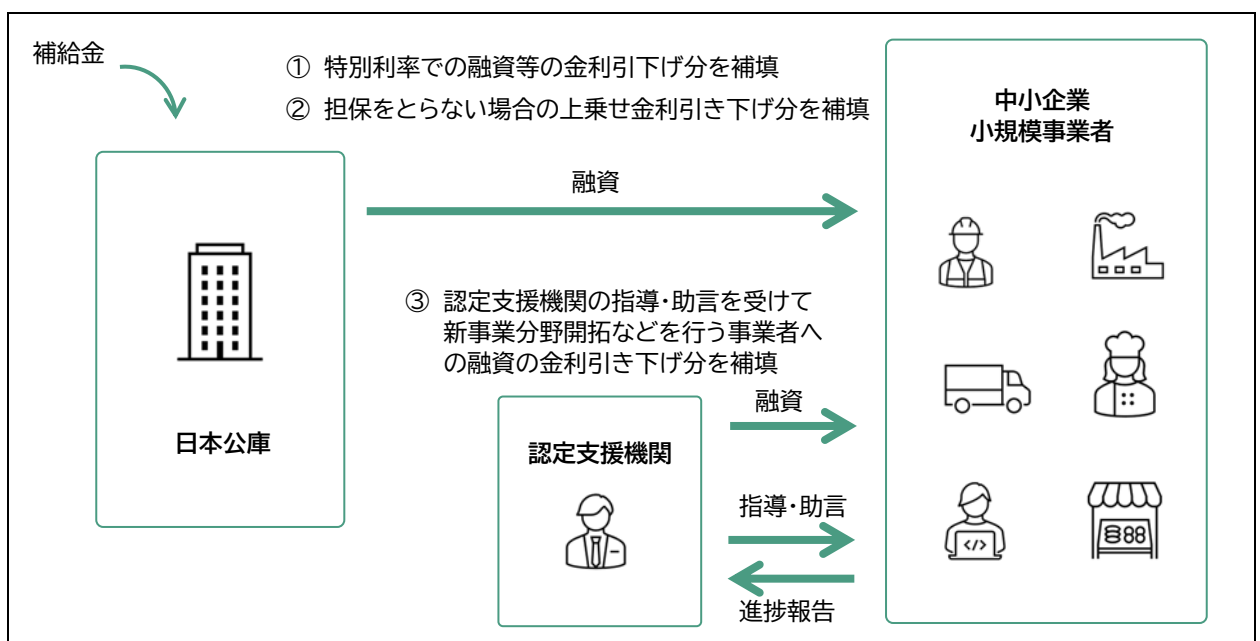
中小企業・小規模事業者に直接交付されるものではありませんが、中小企業政策全般にわたって総合的な支援を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）に対し、220億円の予算が組まれました。中小機構による支援は、経営相談、研修による人材育成、販路開拓の支援、ファンドへの出資、共済制度の運営等、多岐にわたっていますが、令和6年度予算による成果目標として、以下が挙げられています。

成長・挑戦への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 成長志向企業への支援 ● 企業の成長段階に応じた国内外販路開拓 ● スタートアップへの育成支援
事業継続への支援・地域経済活性化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業承継・再生 ● 収益力向上の支援 ● 支援機関支援 ● 経営安定や事業継続への支援 ● 地域中小企業への面的支援
経営環境変化対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営環境変化への対応 ● 経営基盤の強化 ● 緊急時への対応

問い合わせ先： 中小機構 <https://www.smrj.go.jp/>

日本公庫を通じた資金繰り支援

日本政策金融公庫（日本公庫）補給金として、147億円が計上されました。中小企業・小規模事業者の資金需要を、以下の①～③の財政措置で下支えします。



問い合わせ先： 日本公庫 <https://www.jfc.go.jp/>

認定支援機関等を通じた経営支援

こちらも中小企業・小規模事業者に直接交付されるものではありませんが、商工会議所等の産業競争力強化法に基づく認定支援機関等を通じ、中小企業・小規模事業者の財務上の問題と後継者問題についてサポートする予算です。次の2つの事業があります。

中小企業活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会が窓口 ● 常駐専門家が、収益力改善や再生支援等に関する相談を受け、アドバイス ● 財務や事業の抜本的な見直しが必要な場合は、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関等と調整を行い、再生計画の策定を支援 ● 内部管理体制や経営の透明性確保に向けたガバナンス体制を整備支援
事業承継総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国の認定支援機関に設置された事業承継・引継ぎ支援センターが窓口 ● 後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチングを支援 ● プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等 ● サプライチェーン維持のための、事業承継・引継ぎ推進の基盤整備（地域の事業承継の普及啓発、M&A 支援機関の登録制度など）

問い合わせ先：全国の中小企業活性化協議会または事業承継・引継ぎ支援センター

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）

中小企業の研究開発とその事業化を支援し、下請け構造からの脱却・成長を支援する事業です。令和6年度は128億円が予算計上されました。大学等の研究機関と連携して行う研究開発等の取組を、最大3年間支援します。

補助事業期間	2～3年
補助上限額	通常枠：単年4,500万円、3年間9,750万円 出資獲得枠：単年1億円、3年間3億円
補助率	中小企業者等：原則2/3以内 （課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内） 大学・公設試等：原則定額

問い合わせ先：最寄りの経済産業局

本誌では厚生労働省と経済産業省が所管する予算より、中小企業・小規模事業者の皆様に幅広く活用いただける施策をご案内しました。他にも、デジタル化、グリーン化に資する取組への支援策、業種や分野を絞った施策が、国土交通省や環境省など他の省庁が所管する予算でも予定されています。また、中小企業等に特化した施策は令和5年度補正予算にも組み込まれており、公募が開始されています。各省庁の公募情報にご注目ください。

参考： 経済産業省：「令和6年度経済産業省関連予算案等の概要」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2024/index.html
 中小企業庁：「中小企業対策関連予算」<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>
 国土交通省：「令和6年度国土交通省予算概要」https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_009483.html
 環境省：「令和6年度環境省重点」<https://www.env.go.jp/guide/budget/r06/juten.html>